

附則（平成 24 年 7 月 19 日）

- 1 この基準は、平成 24 年 7 月 19 日より施行する。
- 2 この基準の施行により平成 17 年 4 月 1 日に策定された姫路市危険物審査基準は廃止する。

附則（令和 4 年 4 月 1 日）

- 1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。

附則（令和 5 年 1 月 1 日）

- 1 この基準は、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。
- 2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。